

四 半 期 報 告 書

(第96期第1四半期)

北 海 道 電 力 株 式 会 社

札幌市中央区大通東1丁目2番地

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	6
第3 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【役員の状況】	11
第4 【経理の状況】	12
1 【四半期連結財務諸表】	13
2 【その他】	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	20

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月13日
【四半期会計期間】	第96期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
【会社名】	北海道電力株式会社
【英訳名】	Hokkaido Electric Power Company, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤 井 裕
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通東1丁目2番地
【電話番号】	011(251)1111
【事務連絡者氏名】	経理部経理センター資金グループ グループリーダー 佐 藤 慶
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 北海道電力株式会社 東京支社
【電話番号】	03(3217)0861
【事務連絡者氏名】	業務グループ グループリーダー 出 倉 到
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第95期 第1四半期 連結累計期間	第96期 第1四半期 連結累計期間	第95期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年6月30日	自 2019年4月1日 至 2019年6月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	177,650	178,577	752,238
経常利益 (百万円)	12,327	1,673	30,181
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	9,407	1,397	22,357
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	9,490	1,574	18,995
純資産額 (百万円)	219,514	226,373	228,417
総資産額 (百万円)	1,884,522	1,945,785	1,954,981
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	43.61	5.09	101.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	11.04	11.03	11.09

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2 売上高には、消費税等は含まれていない。
3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社の異動については、以下のとおりである。

(電気事業)

北海道電力送配電事業分割準備株は、2019年4月1日に設立したことに伴い、新たに連結子会社としている。

(その他)

北海道計器工業株は、2019年4月1日に北海電気工事株を存続会社とする合併により解散した。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はない。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はない。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ9億26百万円（0.5%）増の1,785億77百万円となり、これに営業外収益を加えた経常収益は、6億86百万円（0.4%）増の1,792億94百万円となった。

一方、経常費用は、前年同四半期連結累計期間に比べ113億41百万円（6.8%）増の1,776億20百万円となった。

以上により、経常利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ106億54百万円（△86.4%）減の16億73百万円となった。また、親会社株主に帰属する四半期純利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ80億10百万円（△85.1%）減の13億97百万円となった。

セグメントの経営成績(内部取引消去後)は、次のとおりである。

① 電気事業

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ51百万円（△0.0%）減の1,710億23百万円となった。これは、燃料価格の上昇による燃料費調整制度の影響や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の影響などはあったが、小売販売電力量の減少などによるものである。小売販売電力量は、他事業者への契約切り替えの影響などにより、前年同四半期連結累計期間に比べ4.7%の減少となった。

営業利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ107億29百万円（△75.2%）減の35億36百万円となった。これは、火力発電所の定期検査基数の増加などに伴う修繕費の増加に加え、前年同四半期連結累計期間に比べ水力発電量が減少したことなどによるものである。

② その他

当第1四半期連結累計期間の売上高は、前年同四半期連結累計期間に比べ9億78百万円（14.9%）増の75億53百万円となった。これは、建設業を営む連結子会社の売上が増加したことなどによるものである。

営業利益は、前年同四半期連結累計期間に比べ2億7百万円（△26.2%）減の5億83百万円となった。これは、建設業を営む連結子会社における退職給付費用の増加などによるものである。

(参考情報)

① 需給実績

種別		当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	前年同四半期比 (%)	
発電電力量	自社	水力発電電力量 (百万kWh)	1,061	76.0
		火力発電電力量 (百万kWh)	3,826	103.8
		原子力発電電力量 (百万kWh)	—	—
		新エネルギー等発電電力量 (百万kWh)	29	65.9
		計 (百万kWh)	4,916	95.9
	他社	受電電力量 (百万kWh)	1,694	102.7
		送電電力量 (百万kWh)	△933	107.4
		計 (百万kWh)	761	97.5
	揚水発電所の揚水用電力量 (百万kWh)		△91	98.6
	合計 (百万kWh)		5,586	96.0
損失電力量等 (百万kWh)		△313	110.4	
小売販売電力量 (百万kWh)		5,273	95.3	
出水率(自流) (%)		84.1	—	

- (注) 1 他社受電電力量には、連結子会社の北海道パワーエンジニアリング(株)及びほくでんエコエナジー(株)からの受電電力量が含まれている。
- 2 他社受電電力量及び他社送電電力量には、期末日において未確定であるインバランス電力量は含んでいない。
- 3 揚水発電所の揚水用電力量とは貯水池運営のための揚水用に使用する電力である。
- 4 小売販売電力量の中には、自社事業用電力量11百万kWhを含んでいる。
- 5 出水率は、自社の1988年度から2017年度までの当該累計期間の30ヶ年平均に対する比である。

② 販売電力量及び料金収入

種別		当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)	前年同四半期比 (%)	
販売電力量 (百万kWh)	小売	電灯	2,142	93.3
		電力	404	95.7
		計	2,546	93.6
	高圧・特別高圧		2,727	96.9
	合計		5,273	95.3
	地帯間・他社販売		874	152.6
料金収入 (百万円)	小売	電灯料	60,272	94.7
		電力料	67,377	98.1
		合計	127,650	96.5
	地帯間・他社販売		10,151	134.1

(注) 上記料金収入には消費税等は含まれていない。

(2) 財政状態の分析

[資産]

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ91億96百万円減の1兆9,457億85百万円となった。これは、泊発電所安全対策工事などによる固定資産仮勘定の増加などはあったが、減価償却による電気事業固定資産の減少や現金及び預金の減少などによるものである。

[負債]

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ71億52百万円減の1兆7,194億11百万円となった。これは、有利子負債の増加などはあったが、工事及び委託に係る未払債務の減少などによるものである。

[純資産]

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ20億43百万円減の2,263億73百万円となった。これは、親会社株主に帰属する四半期純利益の計上などはあったが、配当金の支払いなどによるものである。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は前連結会計年度末の11.1%から0.1ポイント減少し、11.0%となった。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、ほくでんグループの経営方針・経営戦略等について、重要な変更はない。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、ほくでんグループが対処すべき課題について、重要な変更はない。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、657百万円である。

(6) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等のうち、当第1四半期連結累計期間に廃止した設備は次のとおりである。

電 源

発電所		廃止による減少出力 (kW)	廃止年月
火力	沓形5号機 (廃止)	1,250	2019年4月

3 【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年4月25日開催の取締役会において、2020年4月における送配電部門の法的分離に伴う分社化について、2020年4月1日に、当社が営む一般送配電事業及び離島における発電事業等を会社分割の方法によって「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」に承継させることを決議し、2019年4月25日、承継会社との間で吸収分割契約を締結した（以下、この会社分割を「本件吸収分割」という。）。また、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において本件吸収分割に係る関連議案が承認可決された。

本件吸収分割の効力発生については、関係官庁から事業の遂行に必要な承認が得られることが前提条件となる。

(1) 本件吸収分割の目的

当社は、2015年6月に改正された電気事業法（2020年4月1日施行）に基づき、送配電事業部門を別会社化（以下、「法的分離」という。）する。

法的分離の実施にあたっては、送配電事業の中立性確保や安定供給の維持を大前提に、グループの総合力・効率性を発揮できる業務運営体制を構築する観点から、当社はコーポレート機能（グループにおける本社機能）及び発電・小売電気事業を保有する事業持株会社となり、送配電事業を行う子会社（当社の100%出資会社）を設置する。

送配電事業部門については、2018年4月の社内分社化により「送配電カンパニー」を設置し、法的分離を見据えた業務運営を実施しており、法的分離の実施によって送配電ネットワークの中立性を一層高めるとともに、引き続き、設備保全の適切な実施により電力の安定供給を確保しつつ、効率的な事業運営により低廉な託送料金の実現を図っていく。

発電事業部門及び小売電気事業部門については、法的分離後も当社が事業を運営し、経営資源を効率的に活用しつつ、発電事業と小売電気事業が一体となって競争力の確保・強化に取り組むことにより、両事業の利益拡大を図っていく。

当社は、こうした事業運営体制の構築を通じて、法的分離後も引き続き責任あるエネルギー供給の担い手としての役割を全うしつつ、グループ全体の企業価値の持続的な向上を目指していく。

(2) 本件吸収分割の要旨

① 本件吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会(当社)	2019年4月25日
吸収分割契約承認取締役決定(承継会社)	2019年4月25日
吸収分割契約締結	2019年4月25日
吸収分割契約承認定時株主総会(当社)	2019年6月26日
吸収分割契約承認臨時株主総会(承継会社)	2019年6月26日
吸収分割効力発生日	2020年4月1日(予定)

② 本件吸収分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である北海道電力送配電事業分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割である。

③ 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、普通株式1,215万200株を発行し、それらをすべて当社に対して割当て交付する。

④ 本件吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

承継会社は、当社の100%子会社であり、本件吸収分割により承継会社が発行する全株式を当社に割当て交付するため、当社と承継会社間で協議し、割当てる株式数を決定している。

⑤ 本件吸収分割により増減する資本金

当社の資本金に変更はない。

⑥ 承継会社が承継する権利義務

承継会社は、当社との間で締結した2019年4月25日付の吸収分割契約の定めに従い、当社が営む一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継する。

なお、本件吸収分割により承継会社が承継する債務については、免責的債務引受の方法により引き受けるものとする。

また、当社の既存の一般担保付社債に係る債務等については、承継会社は承継しない。

(3) 分割する事業部門の概要

① 分割する部門の事業内容

一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業

② 分割する部門の経営成績（2018年度）

	分割対象事業の 売上高(a)	当社単体の売上高 (b)	比率(a/b)
一般送配電事業、離島における発電事業及びこれらに附帯関連する事業	65,634百万円	721,278百万円	9.1%

(注) 外部売上高を記載している。

③ 分割する資産、負債の項目及び金額（2019年3月31日現在）

資産		負債	
項目	金額	項目	金額
固定資産	642,893百万円	固定負債	20,664百万円
流動資産	27,185百万円	流動負債	41,903百万円
合計	670,078百万円	合計	62,568百万円

(注) 上記の金額は、2019年3月31日現在の当社の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を加除した数値となる。

(4) 本件吸収分割後の承継会社の状況（2020年4月1日現在（予定））

	承継会社
① 商号	北海道電力ネットワーク株式会社 (2020年4月1日付で、現在の「北海道電力送配電事業分割準備株式会社」から商号を変更する予定である)
② 所在地	札幌市中央区大通東1丁目2番地
③ 代表者の役職・氏名	現時点で決まっていない。
④ 事業内容	一般送配電事業、離島における発電事業 等
⑤ 資本金	10,000百万円
⑥ 決算期	3月31日

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	495,000,000
B種優先株式	470
計	495,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は495,000,470株であるが、上記の「計」の欄では、当社定款に定める発行可能株式総数495,000,000株を記載している。なお、当社が、実際に発行できる株式の総数は、発行可能株式総数の範囲内である。また、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数の一致については、会社法上要求されていない。

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (2019年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	215,291,912	215,291,912	東京証券取引所 (市場第一部) 札幌証券取引所	単元株式数は100株である。
B種優先株式	470	470	非上場	単元株式数は1株である。 (注)
計	215,292,382	215,292,382	—	—

(注) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

① B種優先配当金

当社は、剰余金の配当（B種優先中間配当金（⑤に定義する。以下同じ。）を除く。）を行うときは、当該配当に係る基準日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき②に定める額の剰余金（以下「B種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該配当に係る基準日を含む事業年度に属する日を基準日として、B種優先配当金の全部又は一部の配当（③に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）がすでに行われているときは、かかる配当の累積額を控除した額とする。

② B種優先配当金の額

B種優先配当金の額は、1株につき3,000,000円とする（ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下同じ。）。

③ 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株当たり剰余金の配当（以下に定める累積未払B種優先配当金の配当を除き、B種優先中間配当金を含む。）の額の合計額が当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率3.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払B種優先配当金」という。）については、B種優先配当金、B種優先中間配当金及び普通株主若しくは普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う。

④ 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて剰余金を配当しない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

⑤ B種優先中間配当金

当社は、毎年9月30日を基準日として剰余金の配当を行うときは、毎年9月30日現在の株主名簿に記録された最終のB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき当該基準日の属する事業年度におけるB種優先配当金の額の2分の1に相当する額（1円に満たない金額は切り上げる。）（以下「B種優先中間配当金」という。）を配当する。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、以下の算式に基づいて算出される額（以下「基準価額」という。）を支払う。ただし、B種優先株式につき、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。

（基準価額算式）

1株当たりの残余財産分配価額

= 100,000,000円 + 累積未払B種優先配当金

+ 前事業年度未払B種優先配当金 + 当事業年度未払B種優先配当金額

上記算式における「累積未払B種優先配当金」は、残余財産分配がなされる日（以下「残余財産分配日」という。）を実際に支払われた日として、(1)③に従い計算される額の合計額とし、「前事業年度未払B種優先配当金」は、基準日の如何にかかわらず、残余財産分配日の属する事業年度の前事業年度（以下(2)において「前事業年度」という。）に係るB種優先配当金のうち、残余財産分配日までに実際に支払われていないB種優先配当金がある場合における当該前事業年度に係るB種優先配当金の不足額（ただし、累積未払B種優先配当金に含まれる場合を除く。）とし、また、「当事業年度未払B種優先配当金額」は、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降、残余財産分配日（同日を含む。）までの期間について適用あるB種優先配当金の額を当該期間の実日数で日割計算して算出される金額（ただし、残余財産分配日が2019年3月31日に終了する事業年度に属する場合は、3,000,000円）から、残余財産分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）以降に支払われたB種優先中間配当金がある場合におけるB種優先中間配当金の額を控除した金額とする。

なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(4) 種類株主総会における決議

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない旨、当社定款に規定している。

(5) 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。当社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

(6) 金銭を対価とする取得請求権

B種優先株主は、当社に対し、2018年8月1日以降いつでも、金銭を対価としてB種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる（当該請求をした日を、以下「金銭対価取得請求権取得日」という。）。当社は、この請求がなされた場合には、B種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、金銭対価取得請求権取得日における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、金銭対価取得請求権取得日に、B種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭の交付を行うものとする。ただし、分配可能額を超えてB種優先株主から取得請求があった場合、取得すべきB種優先株式は取得請求される株数に応じた比例按分の方法により決定する。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(6)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得請求権取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(7) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2018年8月1日以降の日で、当社の取締役会が別に定める日が到来したときは、当該日において、B種優先株主又はB種登録株式質権者の意思にかかわらず、法令上可能な範囲で、次に定める取得価額の金銭の交付と引換えにB種優先株式の全部又は一部を取得することができる（以下当該取得を行う日を「金銭対価取得条項取得日」という。）。なお、一部取得するときは、比例按分又はその他当社の取締役会が定める合理的な方法による。

B種優先株式1株当たりの取得価額は、(2)に定める基準価額算式に従って計算される。なお、(7)において取得価額を算出する場合は、(2)に定める基準価額の計算における「残余財産分配日」を「金銭対価取得条項取得日」と読み替えて、基準価額を計算する。

(8) 株券等の譲渡制限

当社とB種優先株式の割当先である株式会社日本政策投資銀行及び株式会社みずほ銀行（以下「割当先」という。）との間で締結された2018年4月27日付の各投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意している。

(9) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮したものである。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	—	215,292,382	—	114,291	—	—

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができないことから、直前の基準日である2019年3月31日現在で記載している。

① 【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	B種優先株式 470	—	1(1)②「発行済株式」の内容の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 9,782,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 204,569,000	2,045,690	—
単元未満株式	普通株式 940,612	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	215,292,382	—	—
総株主の議決権	—	2,045,690	—

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式である。

2 「完全議決権株式(その他)」欄に、証券保管振替機構名義の株式2,000株(議決権20個)が含まれている。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式56株及び当社所有の自己株式89株が含まれている。

② 【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	9,782,300	—	9,782,300	4.54
計	—	9,782,300	—	9,782,300	4.54

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あり、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれている。

2 2019年6月30日現在における自己株式は、9,783,216株(単元未満株式を含む。)である。

2 【役員状況】

該当事項なし

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し、「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けている。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
資産の部		
固定資産	1,752,300	1,750,412
電気事業固定資産	1,223,554	1,214,901
水力発電設備	214,181	214,035
汽力発電設備	200,842	196,917
原子力発電設備	195,337	190,605
送電設備	188,204	186,282
変電設備	102,275	100,918
配電設備	280,540	280,194
業務設備	37,741	39,144
その他の電気事業固定資産	4,430	6,802
その他の固定資産	54,182	52,883
固定資産仮勘定	167,012	175,860
建設仮勘定	159,864	168,677
除却仮勘定	164	200
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	6,982	6,982
核燃料	197,125	198,508
加工中等核燃料	197,125	198,508
投資その他の資産	110,424	108,258
長期投資	47,173	46,002
退職給付に係る資産	14,616	14,764
繰延税金資産	41,144	40,175
その他	7,601	7,432
貸倒引当金（貸方）	△110	△116
流動資産	202,681	195,372
現金及び預金	71,725	66,268
受取手形及び売掛金	76,539	73,916
たな卸資産	42,156	42,434
その他	13,159	13,467
貸倒引当金（貸方）	△900	△713
合計	1,954,981	1,945,785

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
負債及び純資産の部		
負債の部		
固定負債	1,302,028	1,278,757
社債	670,000	660,000
長期借入金	482,230	470,228
退職給付に係る負債	36,981	36,285
資産除去債務	98,863	99,431
その他	13,952	12,811
流動負債	421,949	438,548
1年以内に期限到来の固定負債	176,911	196,240
短期借入金	52,370	52,870
コマーシャル・ペーパー	20,000	60,000
支払手形及び買掛金	41,042	37,734
未払税金	13,185	16,805
その他	118,439	74,896
特別法上の引当金	2,587	2,106
過水準備引当金	2,587	2,106
負債合計	1,726,564	1,719,411
純資産の部		
株主資本	220,397	217,822
資本金	114,291	114,291
資本剰余金	46,153	47,787
利益剰余金	78,155	73,946
自己株式	△18,203	△18,203
その他の包括利益累計額	△3,505	△3,297
その他有価証券評価差額金	1,414	932
退職給付に係る調整累計額	△4,919	△4,229
非支配株主持分	11,524	11,848
純資産合計	228,417	226,373
合計	1,954,981	1,945,785

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
営業収益	177,650	178,577
電気事業営業収益	171,075	171,023
その他事業営業収益	6,574	7,553
営業費用	162,594	174,458
電気事業営業費用	156,810	167,487
その他事業営業費用	5,784	6,970
営業利益	15,055	4,119
営業外収益	956	716
受取配当金	416	351
受取利息	2	5
貸倒引当金戻入額	206	144
その他	331	215
営業外費用	3,684	3,162
支払利息	3,230	2,684
持分法による投資損失	113	126
その他	341	352
四半期経常収益合計	178,607	179,294
四半期経常費用合計	166,279	177,620
経常利益	12,327	1,673
渴水準備金引当又は取崩し	473	△480
渴水準備金引当	473	—
渴水準備引当金取崩し(貸方)	—	△480
税金等調整前四半期純利益	11,853	2,153
法人税、住民税及び事業税	717	△138
法人税等調整額	1,768	1,058
法人税等合計	2,486	919
四半期純利益	9,367	1,233
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△39	△163
親会社株主に帰属する四半期純利益	9,407	1,397

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年6月30日)
四半期純利益	9,367	1,233
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	121	△464
退職給付に係る調整額	0	805
その他の包括利益合計	122	341
四半期包括利益	9,490	1,574
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	9,497	1,605
非支配株主に係る四半期包括利益	△6	△30

【注記事項】

(連結の範囲の変更)

北海道電力送配電事業分割準備㈱は、2019年4月1日に設立したことに伴い、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲に含めている。

北海道計器工業㈱は、2019年4月1日に北海電気工事㈱を存続会社とする合併により解散したことに伴い、当第1四半期連結会計期間から連結の範囲より除外している。

(会計方針の変更等)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び一部の連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

電力事業を取り巻く事業環境は、電力システム改革により、小売・発電事業の全面自由化や、送配電事業における中立性・独立性の要請など、大きな変革を迎えている。また、北海道エリアの電力需要は人口の減少、省エネ機器の普及、経済成長率の鈍化などはあるものの、エアコン・電気自動車の普及による需要の増加の余地もあり、かつての高い伸びは期待できないが、安定的に推移する見込みである。

当社においては、2019年2月に石狩湾新港発電所1号機が営業運転を開始したことに加え、2019年3月に北本連系設備の増強工事が完了し、当第1四半期連結会計期間から年間を通じ、稼働することとなった。これらの設備の稼働に伴い、当社の既設火力発電所の経年化への対応とともに、送配電設備については将来にわたり電力の安定供給確保が図られることとなった。

以上のような社内外の環境変化により、今後は発電設備や送配電設備をはじめとした保有資産の適切な維持運用に向けたリスク管理精度の向上に取り組むとともに、新たな知見・新技術を活用し、効率的な設備保全を進めることで、長期にわたって電力の安定供給を図っていくこととした。

こうした状況を踏まえ、当社及び一部の連結子会社設備の今後の使用実態をより適切に財務諸表に反映する方法として、耐用年数にわたり均等に費用配分を行う定額法が、減価償却方法として合理的であると判断したものである。

この変更により、従来の方法と比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益が6,305百万円増加し、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ6,292百万円増加している。

なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載している。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

(1) 日本原燃株式会社

㈱日本政策投資銀行ほかからの借入金に対する保証債務

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
37,541百万円	37,219百万円

(2) 従業員

財形住宅融資による㈱みずほ銀行ほかからの借入金に対する連帯保証債務

前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)
5,244百万円	4,826百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
減価償却費	20,192百万円	18,349百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,027	5	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金
	A種優先株式	1,786	3,800,000	2018年3月31日	2018年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	2,055	10	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金
	B種優先株式	1,410	3,000,000	2019年3月31日	2019年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	171,075	6,574	177,650	—	177,650
セグメント間の内部売上高 又は振替高	508	15,759	16,268	△16,268	—
計	171,583	22,334	193,918	△16,268	177,650
セグメント利益又は セグメント損失(△)	14,714	△61	14,653	402	15,055

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額402百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

II 当第1四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位: 百万円)

	報告セグメント	その他	計	調整額(注1)	四半期連結 損益計算書 計上額(注2)
	電気事業				
売上高					
外部顧客への売上高	171,023	7,553	178,577	—	178,577
セグメント間の内部売上高 又は振替高	340	19,085	19,425	△19,425	—
計	171,363	26,639	198,003	△19,425	178,577
セグメント利益又は セグメント損失(△)	3,802	△24	3,778	340	4,119

(注) 1 セグメント利益又はセグメント損失(△)の調整額340百万円は、セグメント間取引消去によるものである。

2 セグメント利益又はセグメント損失(△)は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載のとおり、当社及び一部の連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

この変更により、従来の方と比べて、当第1四半期連結累計期間の「電気事業」のセグメント利益が6,305百万円増加している。なお、「その他」におけるセグメント損失に与える影響は軽微である。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
1株当たり四半期純利益	43.61円	5.09円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	9,407	1,397
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	445	351
(うち優先株主に帰属する金額) (百万円)	(445)	(351)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益 (百万円)	8,962	1,045
普通株式の期中平均株式数 (千株)	205,517	205,509

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2 【その他】

該当事項なし

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月13日

北海道電力株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤原	明	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	春日	淳志	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤森	允浩	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北海道電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法を採用していたが、当第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年8月13日

【会社名】 北海道電力株式会社

【英訳名】 Hokkaido Electric Power Company, Incorporated

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤 井 裕

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通東1丁目2番地

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

代表取締役社長 藤井裕は、当社の第96期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。